

[様式第2号]

大阪市指令こ青第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度 大阪市児童養護施設等の職員の確保及び資質向上事業補助金  
交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました大阪市児童養護施設等の職員の確保及び資質向上事業補助金については、大阪市児童養護施設等の職員の確保及び資質向上事業補助要綱第7条の規定により、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付額 金 \_\_\_\_\_ 円  
補助事業の名称
- 2 補助金交付の条件
  - (1) 補助金交付対象事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合（大阪市児童養護施設等の職員の確保及び資質向上事業補助要綱第10条第2項に定める軽微な変更を除く）には、市長の承認を受けること
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること
  - (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること
  - (5) その他、大阪市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）及び大阪市児童養護施設等の職員の確保及び資質向上事業補助要綱の規定を遵守すること
  - (6) 事業完了後、事業実績報告書〔様式第8号〕を提出すること
- 3 その他
  - (1) 上記の各条項に違反した場合は、補助金の全部または一部の返還を命ずることがある
  - (2) 交付規則第11条の規定により、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知を受けた日から5年間保存すること
  - (3) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる